

呼値の単位の段階的な見直しに伴う「発行日取引の売買証拠金の
代用有価証券に関する規則」の一部改正について

平成26年4月21日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の一部改正を行い、平成26年7月22日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）

今回の改正は、平成26年7月22日より施行される呼値の単位の段階的な見直し（フェーズⅡ）に伴い、一部の上場銘柄について1円未満の呼値の単位が発生することを受けて、発行日取引の売買証拠金の代用有価証券として預託する際の株券の時価を、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）の1円未満の数値を切り捨てた値とする取扱いについて所要の改正を行うとともに、その他所要の改正を行うものです。

以 上